

戦争被害受忍論と在外被爆者問題

2008.6.27

弁護士 内 藤 雅 義

第1、戦争被害補償をめぐる国家主義と受忍論

1、戦後処理補償立法経緯と国家主義

1) 背景

軍人恩給停止（1945年10月と1946年1月のポツダム勅令）

サ条約と独立（1852年4月28日 - 軍人恩給復活までのつなぎ）

2) 戦傷病者戦没者援護法（1952年4月30日）の原則的要件

戦争の協力（被害者ではなく、戦闘参加者・・・国家存立前提）

・ 国家総動員法により総動員業務協力中の者（2条3項1号）

・ 陸軍、海軍の要請による戦闘参加者（2条3項2号）

・ 防空法による防空任務担当者（2条3項7号）

c f 武力事態等における国民保護法 160 条（資料1）

国籍条項の存在

日本国籍が受給要件であり、また、日本国籍を失った者を権利喪失要件

3) 戦争被害者補償と、靖国神社

= 靖国合祀と戦傷病死、戦没死（公務死）が、一致

→ 「靖国神社合祀事務に関する協力について」

31.4.19「援発 3025 号引揚援護局長通知 資料2）

4) 沖縄戦と戦傷病者戦没者援護法

「集団自決」問題（戦闘参加者と補償・・・教科書問題と関わる）

1953年の戦傷病者援護法の沖縄適用と、自発的戦争協力文書

自発的に集団自決をしたのか、それとも、国家に死を強制されたのか。

家永教科書訴訟と、大江沖縄ノートの記述

→ 戦傷病者援護法の沖縄適用とその後の沖縄の調査運動の重要性

「玉砕」と「命どう宝」の相違

2、一般戦災者への受忍論

1) 戦争被害受忍論の訴訟

在外資産補償訴訟（最高裁大法廷判決 S 43.11.27 資料3）

→ 29条3項論のリーディング・ケース

名古屋空襲訴訟（資料4）→ 立法不作為の違憲・違法

シベリア抑留者訴訟最高裁判決（資料5）→ ソビエトへの賠償請求権

2) 受忍限度論との比較

公害と受忍限度論

・ 被侵害利益と加害側の利益（日照権等）

基地公共性論と損害賠償及び差し止めとの関係

→ 厚木基地訴訟東京高裁判決（資料 6）と最高裁判決（資料 7）

最高裁は、損害賠償を否定した原審を差し戻しつつ、差止否定

行政訴訟論、受忍限度論から N L P（夜間発着訓練）差止認めず。

3）基本懇答申と上記受忍論判決との相違（資料 8）

最高裁判例との類似と相違

当時やむを得なかったのか、一般的にやむを得ないのか。

（田中二郎の主導と、厚生＝内務官僚の発想？）

→ 国家価値の人権に対する優位

3、外国人戦後補償裁判と責任否定論

1）除斥期間論

・ 20 年論・・・加害行為と被害の持続性の問題

2）賠償請求権放棄論

・ 台湾人軍人等訴訟最高裁判決（資料 9）

c f 賠償請求権放棄は、外交保護権の放棄にとどまり、個人の権利を国家
は放棄できないという考え方

・ 中国強制連行最高裁判決（資料 10）

4、戦争被害を受忍させることについての 2 つの論点の認識の必要性

1）戦争責任＝戦争の評価（戦争の目的）

→ 違法な誤った戦争について国民は協力する義務はない。

侵略（国際法上の定義）

植民地支配

国家価値

2）個人と国家の関係＝そもそも、国家は国民に戦争を受忍させられない。

国家重視か、それとも、個人・人権重視の価値

第 2、例外立法としての被爆者法制と在外被爆者

1、被爆者法制と国家主義の枠

1）被爆者法制の 2 つの特殊な意味

戦争協力者以外での戦争被害法制としての意味（唯一の例外？）

国民運動としての原水禁運動を無視できない。

（注）未帰還者問題の位置づけ

国籍条項の不存在

多数の在日外国籍被爆者の存在

2）国家主義を守るための国の論理

放射線に限定（一般戦災者に及ぼさない。）

社会保障法制による国家の枠内（救済法制）← 実質失敗

健康管理手当の所得制限等

c f ・ 国家補償であり、国家扶助ではないので所得調査はしないという戦
傷病者戦没者遺族等援護法の立法状況

・ 在外被爆者についての厚生労働省の論理（資料 11）

2、在外被爆者問題→国家の枠内を超えるか。

1) 孫振斗訴訟最高裁判決(資料12)と基本懇意見書(資料8)

孫さんの問題・・・社会補償の枠内か、国家補償かを外国から問題提起

基本懇は、受忍で国内被爆者の問題として処理

外国人被爆者と一緒に問題提起できなかったことの問題

2) 在外被爆者健康管理手当

一度発生したら、権利消滅しない。

3) 三菱徴用工訴訟(最高裁平成19年11月1日第1小法廷判決 資料13)

402号通達(孫訴訟一審判決と、厚労省の対応)

→その後の国賠和解処理へ

阿部知子議員の質問に対する舛添答弁

4) 「人道」という対応をどのように捉えるか。

←国家を超える側面と責任の不明確化の側面

空襲、その他の被害は人道問題ではないのか。

3、国籍条項のない立法としての存在の意味

ハンセン病国賠訴訟とハンセン病補償法

外国人のハンセン病病歴者が日本にいれば、補償法の対象

日本人の病歴者が外国にいれば、補償法の対象

日本人の病歴者が、戦前日本の療養者に入所したとき、補償法の対象

では、日本が植民地に戦前入所した外国人病歴者は、補償法の対象か。

→ハンセン病補償法と、ソロクト、台湾楽生院訴訟

台湾の勝訴と、ソロクトの勝訴

→補償法の改正へ

第3、戦後補償の基礎に在るべきものとしての平和的生存権と原爆被害

平和的生存権・・・全世界の国民が恐怖からまぬがれ、平和のうちに生存する権利
人類としての認識と相手国民の人権を守ることその内容

1、歴史的な国家主義(国家存立)と人権

1) 国家緊急権と憲法

・戦時における人権制限(戒厳、軍事裁判等)

・民主主義は、開戦についての決定の範囲

・受忍vs平等負担との差

(但し、国民の範囲)

2) 日本国憲法の独自性

国家を守ることによって人権を守るのではなく、相手の人の人権をも守る

ことによって、人権を守る

2、日本の戦後とアジアとの和解

1) 日本の戦後におけるアジアの無視

対米従属とアジア軽視(戦後の賠償が全てアメリカを基礎)

2) アジアの側の問題点

朴裕波（アジア諸国の靖国的なもの）との関係（韓国、中国の五輪における「愛国」等）

- ・こちらが加害を言うと、逆に日本でさえ、加害があるとして国家主義を醸成
- ・個人の価値にどこまで置くか（同じ人間としてどこまで見られるか）
北の状況をどう見るか。
北に住む人々の人権を考えたとき、どうするのが一番望ましいか。

3、核兵器と戦争の意味の変化

1) アインシュタイン

「原子力の開放は、われわれの思考法を除くおよそ一切のものを変えてしまった。かくしてわれわれは前代未聞の破局に直面している。もし、人類が生存すべきであるとするならば、われわれは本質的に全く新しい思考法が必要である。」

ラッセル・アインシュタイン宣言（資料 14）

2) 温暖化、遺伝子操作を含め、人類と科学の在り方

4、グローバリズムと国家の変容

- ・近代国家の相対的な権威減退と、国際的格差と社会不安
→ 国家の統制維持圧力と社会集団帰属意識（敵対排除と安心）
教育の必要
- ・国際機構の未成熟（c f E U）

5、平和的生存権から見た在外被爆者問題の持つ重要性

人類・人間・個人 v s 国家

在外被爆者に国家限定なし（この部分を法律的に拡大することの重要性）

被団協の結成宣言（資料 15の意味

資 料

1、武力攻撃事態等における国民保護法 160 条（損害補償）

160 条 1 項

国及び地方公共団体は、第 70 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項又は第 123 条第 1 項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

注：70 条 1 項 警察官、消防官、市町村長等の避難誘導

80 条 1 項 都道府県職員

115 条 警察官、市長村長等に協力した者

123 条 1 項 地方公共団体の長、職員の協力要請

2、「靖国神社合祀事務に関する協力について」

31. 4. 19「援発 3025 号引揚援護局長通知」）。

厚生省引揚援護局が各都道府県に対し上記通知

「標記について『靖国神社合祀事務協力要項』及び『昭和 31 年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要項』により処理せられたく通知します。」

各都道府県は、1953 年 8 月に成立の恩給法と戦傷病者戦没者遺族等援護法で「公務死」と認められた者を「合祀予定者」として選び、厚生省引揚援護局に提出

その名簿（御祭神名票）を厚生省から靖国神社に送付する。

靖国神社にて、名簿により合祀する。

3、在外資産補償最高裁判決

最高裁昭和 43 年 11 月 27 日大法廷判決（民集 22 巻 12 号 2808 頁）

「戦争中から戦後占領期にかけての国の存亡をかかわる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲または戦争損害として、国民ひとしく受忍しなければならなかったところであり、右の在外財産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。」

「・・・これら在外資産の処分については、イタリア平和条約等にみられるような敗戦国において、補償すべき旨の規定または補償するよう配慮すべき旨の規定を設けていない。・・・日本国が国内問題として適当に処理することに委ねようとするにあ

り、したがって、平和条約上、国の補償義務が生ずる余地はない」

「このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民等しく堪え忍ばなければならないやむを得ない犠牲なのであって、その補償のごときは、さきに説示したように、憲法 29 条 3 項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地のない問題といわなければならない。」

4、名古屋空襲訴訟最高裁判決

最高裁昭和 62 年 6 月 26 日第 2 小法廷判決（最高裁裁判集民事 151 号 147 頁）

「国会ないし国会議員の立法行為（立法不作為を含む）は、・・・立法の内容が、憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというが
ごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合でない限り、国家賠償法 1 条 1 項の
適用上、違法の評価を受けることはないと解すべきものであることは、当裁判所の判
例」

「憲法には・・・立法を積極的に命ずる明文の規定が存しないばかりではなく、かえって、上告人らの主張するような戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきであり、したがって、右のような戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地から配慮が考えられているにすぎないもの、すなわち、その補償のために適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は国会の裁量権限に委ねられているもものと解すべき」

5、シベリア抑留者最高裁訴訟

最高裁平成 9 年 3 月 13 日第 1 小法廷判決 民集 51 巻 3 号 1232 頁）

「上告人らを含む多くの軍人・軍属が長期にわたりシベリア地域において抑留され、強制労働を課されるに至ったのは、敗戦に伴って生じた事態であり、これによる損害は正に戦争により生じたものというべきである。そして、日ソ共同宣言は、連合国との間の平和条約とは異なり我が国が主権を回復した後に合意されたものとはいえ、戦後処理の一貫として、いまだに平和条約を締結していなかったソヴィエト社会主義共和国連邦との間で戦争状態を解消して正常な外交関係を回復するために合意されたものであって、請求権放棄を含む合意内容について、連合国と間の平和条約と異なる合意をすることは事実上不可能であり、我が国が同宣言 6 条後段において請求権を放棄したことは、まことにやむを得ないところであったというべきである。右の抑留が敗戦に伴って生じたものであること、日ソ共同宣言が合意されるに至った経緯、同宣言の規定の内容等を考え合わせれば、同宣言 6 条後段に定める請求権放棄により上告人らが受けた損害も、戦争損害の一つであり、これに対する補償は、憲法 29 条 3 項の予想しないところといわざるを得ない。」

「シベリア抑留者の辛苦は、上記の通りであるが、第 2 次世界大戦によりほとんどすべての国民が、様々な被害を受けたこと、その態様は多種、多様であって、その程度において、極めて深刻なものが少なくないこともまた、公知のところである。戦争中から戦後にかけて国の存亡にかかわる非常事態にあっては、国民のすべてが、

多かれ、少なかれ、その生命、身体、財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであって、これらの犠牲はいずれも戦争犠牲ないし戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであり、これらの戦争損害に対する補償は、憲法の右条項の予想しないところというべきである。」

6、厚木基地訴訟東京高裁判決

東京高裁昭和 61 年 4 月 9 日判決（判例タイムズ 617・44、判例時報 1192・1）

差し止め請求についての判示部分

「わが国の自衛権行使のための実力組織の規模、内容、程度及びその運用を如何に決定するかは、政治部門における高度の政治的、専門的裁量による判断を伴うものというべく、それは国内における政治、経済等の動向や集団安全保障体制のもとにおける国際関係とも深い関連があり、わが国の存立と安全にもかかわる緊要な事項であるとともに、高度の政策的判断を不可欠とするものであって、いわゆる統治行為ないし政治問題に属するものというべきである。そうすると、斯かる緊要な国家の政策決定の具体的効力を左右するが如き本件差し止め請求は、裁判所の民事訴訟事項として適格を有することはできないから、右請求にかかる訴えは、不適法として却下すべきものと認める。」

過去の損害についての損害賠償請求についての判示部分

「一般に、公共性のある行為に伴って、第三者に被害が発生する場合、加害行為を違法とするためには、公共性帯びない行為との関係で受忍限度とされる程度を超える被害が生じているというのみでは足りないのであって、当該行為の公共性の性質・内容・程度に応じて受忍限度の限界が考慮されるべきであり、これについては、公共性が高ければ、それに応じて受忍限度も高くなるものといわなければならない。」
「前示公共性の事項で判断したとおり、一国の防衛は、国の存立と安全を確保し、公民経済の発展と国民の福祉をはかるうえで緊要の事項であるばかりではなく、世界の平和と安全にも関係する政治外交上の重要問題であって、国民の自由と基本的人権もこれによって確保される面をもつことを鑑みれば、この高度の公共性のある防衛関連行為に随伴して生ずるある範囲の犠牲について、国民がこれを受忍することを要求されるのは、事柄の重要性との対比においてやむを得ないところと解すべきであり、・・・原告らに対する関係で、昭和三五年以降の被告による本件飛行場の使用及び供用に基づく加害行為に違法性があるとは認められないのであり、原告らの本件現在の損害賠償請求は此の点において理由がないといわなければならない」

7、厚木基地訴訟最高裁判決

最高裁平成 5 年 2 月 25 日第 1 小法廷判決（

差し止め請求の判示

損害賠償の判示

→破棄差し戻し

8、基本懇意見書

原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について（1980年12月11日）

「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民が等しく受忍しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講話というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為などの法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないとうほかない。」

「従来国のとってきた原爆被爆者対策は、原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度という解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当ではない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の被害』であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って、被害の実態に即応する適切妥当な措置対策をこうすべきものとする。」

9、台湾元軍人補償請求最高裁判決

最高裁平成4年4月28日第3小法廷判決（訟務月報38巻12号2579頁）

「上告人らが主張するような戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡に係わる非常事態の下では、国民の等しく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきであり、右のような戦争犠牲ないし戦争損害については単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないものと解すべき」

「・・・以上の経緯に照らせば、台湾住民である軍人軍属が援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により日本国政府と中華民国政府との特別取極の主題とされたことから、台湾住民である軍人軍属に対する補償問題もまた両国政府の外交交渉によって解決されること予定されたことに基づくものであり、そのことは十分な合理的根拠があるものというべきである。したがって、本件国籍条項により、日本の国籍を有する軍人軍属と台湾住民である軍人軍属との間に差別が生じているとしても、それは右のような根拠に基づくものである以上、本件国籍条項は、憲法一四条に関する前記大法廷の例に徴して同条に違反するものとはいえない。」

10、中国人強制連行広島訴訟等最高裁判決

最高裁平成19年4月27日第2小法廷判決（民集61巻3号1188頁）

「（サンフランシスコ平和条約における）このような戦争賠償の処理の前提となつたのが、いわゆる『請求権の処理』である。・・・これについては、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じた相手国及びその国民（法人も含むものと解される。）に対するすべての請求権は、相互に放棄するものとされた」

「サンフランシスコ平和条約の枠組における請求権放棄の趣旨が、上記のように請求権

の問題を事後的個別的な民事裁判上の権利行使による解決に委ねることを避けるという点にあることにかんがみると、ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅することまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって、サンフランシスコ平和条約枠組によって、戦争の遂行中に生じたすべての請求権の放棄が行われても、個別具体的な請求権について、その内容等にかんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないものというべきである。・・・国家は、戦争の終結に伴う講和条約の締結に際し、対人主権に基づき、個人の請求権を含む請求権の処理を行い得る」

「公表されている日中国交正常化交渉の記録や関係者の回顧録等に基づく考証を経て今日では公知となっている考証経緯等を踏まえた場合、以下の通り、日中共同声明は、平和条約の実質を有するものであり、日中共同声明において、戦争賠償及び請求権の処理について、サンフランシスコ平和条約の枠組と異なる取り決めがされたものと解することはできないというべきである。」

11、被爆者法制と国外についての従前の厚生省論理

国会答弁（1969年衆院社会労働委員会における村中俊明公衆衛生局長）

「（原爆2法は）法の建前が、地域社会の福祉の維持増進を目的とする社会保障立法である。したがって、この法の適用を日本人以外が受けられないという排除はないけれども、国内で生業を営んでおる、すなわち、居住の本拠が日本にあるという風なことが前提条件になっている。言いかえますと、この法律は、属人主義ではなくて属地主義の立前をとっておるというふうなことで、たとえば一時的に日本を訪れたというふうな外国人にたいしては、適用にならないわけであります。」

「在外被爆者に関する検討会報告書」（2001年12月10日）の厚労省の論理

「全額租税負担による社会保障給付は、社会連帯の考え方に基づき、社会の構成員全員による相互扶助として営まれることから、特段の規定なくしては、国外にまで適用できない」

12、孫振斗訴訟最高裁判決

最高裁昭和53年3月30日第1小法廷判決（民集32巻2号435頁）

「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものといえることができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がなされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態におかれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊な戦争損害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはか

るとという一面も有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」

13、三菱徴用工最高裁判決

最高裁平成 19 年 11 月 1 日第 1 小法廷判決

医療法には、援護を受けるのに日本国内に居住地を有する必要があるとの明文の規定はないが、健康診断の実施機関が「都道府県知事」とされ、日本国内における医療の給付等に限られていた。また、特別措置法による手当等の支給を実施する機関は都道府県知事とされ、健康管理手当等の支給要件として所得制限があり、国の担当者は、上記規定から一貫して居住要件が必要として、これに異論がなかった。

「そうすると、昭和 49 年の 402 号通達発出前の段階では、上告人の担当者が、日本国外に居住する在外被爆者に対しては、そもそも原爆 2 法の適用がないものとする法解釈の下に、その運用を行ってきたことをもって、その職務上通常果たすべき注意義務を尽くすことなく、違法な運用を行ってきたとまでいうことはできない。」

「しかし、その後、昭和 49 年 3 月に、孫振斗訴訟の第 1 審判決において、前記のような原爆医療法の規定等からして、同法が適用されるための要件として被爆者が日本国内に居住関係を有することが要求されているものと解することはできず、したがって、日本国内に不法入国した在韓被爆者についても同法の適用があるとする司法判断が示された。これを受けて、上告人の担当者の側でも、同年 7 月頃には、在外被爆者については、原爆二法の適用を一切認めず被爆者健康手帳の交付を行わないものとしてきたそれまでの取扱いを改め、治療目的で適法に日本国内に入国し 1 ヶ月以上滞在している者については、日本国内に居住関係を有するものとして、原爆二法のときようを認め、被爆者健康手帳を交付し、健康管理手当等の支給要件に該当すれば支給認定をするという取扱いを採用するに至っていた。

402 号通達は、このような状況の下で、昭和 49 年法律第 86 号による原爆二法の一部改正等の機械に同年 7 月 22 日付けで発出された者であり、昭和 49 年厚生省令第 27 号による原爆特別措置法施行規則の改正に関連させる形で執権の取り压合いを定めたものであるところ、上記規則の改正の内容は、原爆特別措置法に定める健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に、手当の受給が都道府県知事を通じて行われる仕組みになっていること等を理由に受給権をいったん失権するものとしていた従前の取扱いを改めて、そのような事由によっては受給権は、失権しないこととするものであった。」

「原爆二法には、被爆者が日本国内に居住地を有することがそれらの法律の適用の要件となる旨定めて明文の規定が存在しないばかりか、法の定めるところによっていったん『被爆者』について発生した各種手当の受給権が、『被爆者』が日本国外に居住地を移すことによって失われる旨を定めた明文の規定も存在しないのである。にもかかわらず、402 号通達発出当時、上告人の担当者は、そもそも在

外被爆者が各種手当の受給権を取得することがあり得ることを認めるに至りながらも、なお、現実にこれらの受給権が発生した後になって、『被爆者』が日本国外に居住地を移したという法律に明記されていない事由によって、その権利が失われることになるという法解釈の下に、402 号通達を発出したことになるのである。」

「上告にの担当者が、原爆二法の解釈を誤る違法な内容の 402 号通達を発出したことは、国家賠償法上も違法の評価を免れないものである。」

14、ラッセル・アインシュタイン宣言

「さて、ここに私たちがあなたがたに提出する問題、厳しく、恐しく、そして避けることのできない問題がある——私たちは人類に絶滅をもたらすか、それとも人類が戦争を放棄するか？ 人々はこの二者択一という問題を面と向かって取り上げようとしないであろう。というのは、戦争を廃絶することはあまりにも難しいからである。」

戦争の廃絶は国家主権に不快な制限を要求するであろう。しかしおそらく他の何にも増して事態の理解を妨げているのは、「人類」という言葉が漠然としており、抽象的だと感じられる点にあらう。人々は、危険は自分自身や子どもや孫たちに対して存在し、単にぼんやり感知される人類に対してではないということを、はっきりと心に描くことがほとんどできない。人々は個人としての自分たちめいめいと自分の愛する者たちが、苦しみながら死滅しようとする切迫した危険状態にあるということがほとんどつかめていない。そこで人々は、近代兵器さえ禁止されるなら、おそらく戦争は続けてもかまわないと思っている。

この希望は幻想である。たとえ水素爆弾を使用しないというどんな協定が平時に結ばれていたとしても、戦時にはそんな協定はもはや拘束とは考えられず、戦争が起こるや否や双方とも水素爆弾の製造に取りかかるであろう。なぜなら、もし一方がそれを製造して他方が製造しないとすれば、それを製造した側は必ず勝利するに違いないからである。」

「私たちの前には、もし私たちがそれを選ぶならば、幸福と知識と知恵の絶えない進歩がある。私たちの争いを忘れることができぬからといって、その代わりに、私たちは死を選ぶのであろうか？ 私たちは、人類として、人類に向かって訴える——あなたがたの人間性を心にとどめ、そしてその他のことを忘れよ、と。もしそれができるならば、道は新しい樂園へ向かって開けている。もしできないならば、あなたがたの前には全面的な死の危険が横たわっている。」

15、被団協結成宣言

日本被団協結成大会宣言（1956 年 8 月 10 日）

「私たちがこのような立ち上がりの勇気を得ましたのは、全く昨年 8 月の世界大会のたまものであります。あの大会で同胞の皆さんや、世界の皆さんたちにかすかな声が聞きとられて、私たちに温かいまなざしが向けられ愛の手がさしのべられはじめから、私たちは急に元気づいてまいりました。私たちはこの機会に全世界の皆さんたちに心からの感謝と立ち上がりの決意とを披瀝したいと存じます。」

又、私たちのこの感謝と決意の言葉は、あの瞬間に無残な死をとげ、又、その後のろうべき原爆症でつぎつぎに死んでいった30数万の父や母、息子や娘、夫や妻たちの声なき声に代っての言葉としてお受けとりいただきたいのです。

私たちは今日の集まりで亡き人々をしのび、又長い年月のかぎりない思いを互いに語り合いました。しかし、私たちの胸につもったかなしみと怒り、悩みと苦しみについてのつきることもない語り合いは、決してひとときのなぐさめや、きやすめのためではありませんでした。手をつないで決然と立ち上がるためにほかなりませんでした。世界に訴うべきは訴え、国家に求むべきは求め、自ら立ち上がり、たがいに相救う道を講ずるためでありました。

かくて私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります。」